

盛岡地方振興局長告示第100号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年8月8日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100661	ジャパンケアサービス ハッピー盛岡・ヘルパーステーション	盛岡市本町通三丁目20番25号 パークハイツ本町2階	平成20年7月31日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101156	ジャパンケアサービス ハッピー盛岡・デイサービスセンター	盛岡市本町通三丁目20番25号 パークハイツ本町1階	平成20年7月31日